



島根県報

令和7年6月27日（金）

号外第62号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公安規則】

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

（警 察 本 部） 2

公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月27日

島根県公安委員会委員長 藤 田 和 雄

島根県公安委員会規則第12号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「次に掲げる車両」を「専ら交通の取締りに従事する自動車（最高速度の規制が令に定める速度以下の場合に限る。）」に改め、同号ア及びイを削り、同項第3号ケ(ニ)中「捕獲等」を「捕獲」に改め、同号ケに次のように加える。

(ハ) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として登録を受け、歩行困難な者の輸送のため使用中の車両

(ニ) 保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問し看護を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問し助産等を行うため使用中の車両

第6条第1項第4号シ(ハ)及び(ニ)を次のように改める。

(ハ) 道路運送車両法の規定に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として登録を受け、歩行困難な者の輸送のため使用中の車両

(ニ) 保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問し看護を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問し助産等を行うため使用中の車両

第6条第1項第4号ス(ウ)中「療育手帳」を「島根県療育手帳交付要綱（平成2年6月27日付け児発第267号）に基づく療育手帳」に、「知的障害者更生相談所」を「島根県立心と体の相談センター」に、「知的障害と」を「知的障害者と」に、「支給される」を「交付された」に改め、「その者の」の次に「障害の」を加え、同条第2項中「同項第4号シ又はス」を「同号ス」に、「については、公安委員会の管轄区域」を「にあつては、島根県」に、「同項第3号ケの標章にあつては通行禁止除外車両指定申請書（様式第6号）、同項第4号シの標章にあつては駐車禁止除外指定申請書（第6条第1項第4号シ関係）（様式第7号）、同項第4号スの標章にあつては駐車禁止除外指定申請書（第6条第1項第4号ス関係）（様式第8号）」を「除外標章交付申請書（様式第6号）」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「書面」の次に「又はその写し」を加え、同項第1号ア中「係る」の次に「自動車検査証の写し又は」を加え、同号ウを削り、同項第2号イ中「の住民票の写し」を「が本人であることを確認するに足りる書面」に改め、同号ウ及びエを削り、同条第8項中「ときは」の次に「、除外の指定を受けた区域又は道路を管轄する警察署長を経由して」を加え、「については」を「にあつては」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項中「前項各号」を「第7項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第6項第1号を削り、同項第2号中「又は交通巡視員」を削り、同号を同項第1号とし、同項第3号を削り、同項中第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同項を同条第7項とし、同項の次に次の2項を加える。

8 標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、除外の指定を受けた区域又は道路を管轄する警察署長を経由して除外標章再交付申請書（様式第7号）により公安委員会に標章の再交付を申請し、再交付を受けることができる。

9 標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更が生じたときは、除外の指定を受けた区域又は道路を管轄する警察署長を経由して、速やかに除外標章記載事項変更届（様式第8号）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、公安委員会に提出し、当該標章に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

第6条第5項の次に次の1項を加える。

6 標章は、当該車両の前面ガラスの見やすい箇所（前面ガラスがない構造の車両にあつては、外部から見やすい位置。第8条第8項において同じ。）に掲出しなければならない。この場合において、運転者が車両を離れて直ちに運転する

ことができない状態で駐車するときは、運転者の連絡先又は用務先を記載した書面を標章とともに掲出しなければならない。

第8条を次のように改める。

(駐車の許可)

第8条 法第45条第1項の規定による警察署長の駐車許可は、車両の駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

(1) 許可を受けようとする駐車の日時が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車（許可に条件を付す場合にあつては、当該条件に従った駐車。以下この項において同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

(2) 許可を受けようとする駐車場所が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 法第45条の規定に基づき、駐車が禁止されている場所（同条第1項各号に掲げる場所（放置車両となる場合に限る。）及び同条第2項に規定する場所を除く。）であること。

イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

(3) 許可を受けようとする駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

(4) 許可を受けようとする駐車場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内

2 前項の駐車許可を受けようとする者は、駐車許可申請書（様式第10号）を駐車しようとする場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。ただし、警察署長が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、当該申請書によらないで許可の申請をすることができる。

3 前項の場合において、用務の性質上、許可を受けようとする駐車場所が、島根県内の複数の警察署の管轄区域内にまたがるときは、申請書は一つの警察署に提出すれば足りる。

4 第2項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、警察署長が認めるときは、一部又は全部を省略することができる。

(1) 許可を受けようとする車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面

(2) 許可を受けようとする場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの）

(3) 許可を受けようとする用務を疎明する書面

5 警察署長は、第1項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な条件を付すことができる。

6 警察署長は、駐車を許可したときは、駐車許可証（様式第10号）を交付するものとする。ただし、第2項ただし書に規定する場合にあつては、この限りでない。

7 警察署長は、前項本文の駐車許可証の交付（以下単に「駐車許可証の交付」という。）を受けた者が第5項の規定により付した条件に違反したとき、又は特別な事情が生じたときは、その許可を取り消すことができる。

- 8 駐車許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間、当該駐車許可証を車両の前面ガラスの見やすい場所に掲出しなければならない。
- 9 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、駐車許可証再交付申請書（様式第10号の2）により警察署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。
- 10 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに駐車許可証記載事項変更届（様式第10号の3）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、警察署長に提出しなければならない。
- 11 駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該駐車許可証（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した駐車許可証）を廃棄（第4号の場合にあっては、返納）しなければならない。
 - (1) 駐車許可の期間が満了したとき。
 - (2) 駐車許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。
 - (3) 駐車許可証の再交付を受けた後において亡失した駐車許可証を発見し、又は回復したとき。
 - (4) 駐車許可を取り消されたとき。

様式第6号から様式第8号までを次のように改める。

様式第6号（第6条関係）

除外標章交付申請書	
年 月 日	
島根県公安委員会 殿	
住 所（所在地）	
ふ り が な	
氏 名（名称）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号	
除 外 を 受 け よ う と す る 期 間	
除 外 を 受 け よ う と す る 区 間	
除 外 を 受 け よ う と す る 理 由	<input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める業務に使用する。 <input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する。
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第7号（第6条関係）

除外標章再交付申請書	
年 月 日	
島根県公安委員会 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
再 交 付 申 請 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第8号（第6条関係）

除外標章記載事項変更届	
島根県公安委員会 殿	
年 月 日	
住 所（所在地）	
ふ り が な	
氏 名（名称）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号 (第8条関係)

駐車許可申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住所 (所在地)	
申請者 氏名 (名称)	
電話	
番号標に表示 されている番号	
許可を受けようと する日時期間	
許可を受けようと する場所	
許可を受けようと する理由	
第 号	
駐 車 許 可 証	
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
条 件	
年 月 日	
警 察 署 長 印	

備考：1 申請者は太枠内を記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第10号の次に次の2様式を加える。

様式第10号の2 (第8条関係)

駐車許可証再交付申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住 所 (所 在 地)	
氏 名 (名 称)	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許 可 証 交 付 年 月 日	
再 交 付 申 請 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第10号の3 (第8条関係)

駐車許可証記載事項変更届	
年 月 日	
警察署長 殿	
住 所 (所 在 地)	
氏 名 (名 称)	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許 可 証 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県道路交通法施行細則第6条第2項の規定により提出されている同規則様式第6号、様式第7号及び様式第8号の申請書の取扱いについては、なお従前の例による。

(島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部改正)

- 3 島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表島根県道路交通法施行細則の部第6条第1項第3号ケ、第2項、第4項、第6項及び第8項の項中「第6条第1項第3号ケ、第2項、第4項、第6項及び第8項」を「第6条第2項、第4項及び第8項から第11項まで」に、「車両通行禁止の規制の対象から除く車両の指定申請書」を「除外標章交付申請書」に、「審査、指定、標章の有効期限の付加及び」を「及び審査並びに」に、「標章の亡失等及び記載事項変更の届出の受理並びに標章の返納」を「除外標章再交付申請書の受理及び再交付、除外標章記載事項変更届の受理及び変更に係る事項の記載並びに標章の返納命令及び返納された標章」に改め、同部第6条第1項第4号シ及びス、第2項、第4項、第6項並びに第8項の項を削る。